平成２３年（フ）第４３４号
埼玉県羽生市大字桑崎６番地２―503
債務者　渡辺ルイス
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４３５号
埼玉県羽生市大字桑崎６番地２―503
債務者　渡辺ジェセニア
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３０４号
千葉県成田市並木町141番地25
債務者　鈴木　好子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３２５号
千葉県八街市勢田476番地７
債務者　相馬　俊治
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３２６号
千葉県八街市勢田476番地７
債務者　相馬美佐江
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３２７号
千葉県八街市勢田476番地７
債務者　相馬　哲也
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３５６号
千葉県富里市日吉台６丁目18番地16
債務者　網藏　昌子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４６０号
新潟市西蒲区中之口510番地12、住民票上の住所新潟市南区木滑457番地６
債務者　白倉　綾子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
富山県魚津市石垣新3073番地13
債務者　成瀬　光昭
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第３７号
富山県魚津市石垣新3073番地13
債務者　成瀬　尚美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第４２１号
山梨県甲府市里吉１丁目10番８号シティハイム小野204
債務者　望月三千世
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
山梨県大月市七保町下和田2132―１　介護老人保健施設ももくら、住民票上の住所山梨県大月市七保町下和田913番地　市営下和田団地312号
債務者　藤田　元子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
岐阜県羽島市正木町新井834番地
債務者　野田　英子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５３５号
岐阜市東島４丁目１番８号
債務者　髙山ひさゑ
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５３６号
岐阜市島田１丁目６番18号ヤスダジュウタク
債務者　橋元　　浩
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５３８号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町６丁目161番地
債務者　小野寺英樹
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５４０号
岐阜市早田東町４丁目22番地
債務者　中村　正子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所